

一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業 の変更等の届出に関する手引き

福島市 環境部 廃棄物対策課
(令和3年3月)

目 次

1. はじめに.....	1
2. 変更届出の必要な主な事例と添付書類.....	1
3. 事業範囲の変更許可申請について.....	1
4. 事業の廃止に関する手続きについて.....	3
5. 欠格要件に係る届出について.....	3
6. 実績報告書の提出について.....	3

1. はじめに

本手引書は、法令等に定める一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業に関する各種届出等について、申請者が円滑に手続きを進めることを目的に作成したものです。

なお、届出に関しましては、事前に協議が必要な場合がありますので、廃棄物対策課までご連絡ください。

2. 変更届出の必要な主な事例と添付書類

一般廃棄物処理業変更届出書「様式第18号（第16条関係）」、浄化槽清掃業変更届出書「様式第19号（第16条関係）」、許可証の写しのほか、下記の事例により添付書類が変わります。なお、変更日より一般廃棄物処理業変更届出書は10日以内、浄化槽清掃業変更届出書は30日以内に提出してください。

変更届の必要な事例	必要添付書類
●代表者の変更、法人名	
代表者の変更	<ul style="list-style-type: none">・商業登記法による登記事項証明書・誓約書・住民票の写し※・身分証明書※・登記されていないことの証明書※ ※役員、株主、出資者等として、すでに提出している場合は、省略可
会社名の変更	<ul style="list-style-type: none">・定款又は寄付行為の写し・商業登記法による登記事項証明書・誓約書
●住所（主たる事業所（本店））の変更	
住所の変更（個人）	<ul style="list-style-type: none">・住民票の写し・付近の地図
主たる事業所の所在地の変更（法人）	<ul style="list-style-type: none">・商業登記法による登記事項証明書・付近の地図
●事務所、事業場の所在地の変更	
事務所、事業場の移転・新設	<ul style="list-style-type: none">・不動産登記法による登記事項証明書・賃貸借契約書等の写し等（借用の場合）・付近の地図・写真
●法人の役員、株主（5%以上）、使用人等の変更	
役員（取締役、監査役等）	<ul style="list-style-type: none">・商業登記法による登記事項証明書・申請者に関する調書又は、新旧役員の対照表・誓約書

	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票の写し※ ・身分証明書※ ・登記されていないことの証明書※ ※役員、株主、出資者等として、すでに提出している場合は、省略可
発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は、出資額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者、令第4条の7に規定する使用人、申請者が営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者の場合の法定代理人	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者に関する調書 ・誓約書 ・商業登記法による登記事項証明書（株主又は出資者、法定代理人が法人の場合） ・住民票の写し（法定代理人が法人の場合は、その役員全員） ・身分証明書（法定代理人が法人の場合は、その役員全員） ・登記されていないことの証明書（法定代理人が法人の場合は、その役員全員）
●従業員の変更	
従業員の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員証交付申請書 ・自動車運転免許証の写し（両面）
●処理施設（車両、重機、車庫、その他処理施設等）の変更	
運搬車両の変更 ※事前協議必要です	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理施設及び運搬用器材検査証交付申請書 ・写真（正面・側面） ・自動車運転車検証の写し（両面） ・賃貸借契約書等の写し（借用の場合）
重機の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理施設及び運搬用器材検査証交付申請書 ・写真（正面・側面） ・売買契約書又は自主検査記録表 ・賃貸借契約書等の写し（借用の場合）
車庫、その他処理施設の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理施設及び運搬用器材検査証交付申請書 ・不動産登記法による登記事項証明書 ・賃貸借契約書等の写し（借用の場合） ・写真

※必要に応じて追加で添付書類等提出いただく場合があります。

3. 事業範囲の変更許可申請について

次の場合には、一般廃棄物処理事業範囲変更許可申請「様式第6号（第10条関係）」が必要です。

- ① 取扱う一般廃棄物の種類を変更・追加する場合
- ② 一般廃棄物収集運搬業においては、業の区分を変更する場合（積替え保管の追加等）
- ③ 処分業においては、処分方法を追加する場合

なお、事業範囲の変更については、事前に廃棄物対策課と協議のうえ、必要と認められる場合に申請してください。

事業範囲の変更に伴う手数料は下記のとおり

	許可申請手数料
事業範囲の変更許可	10,000円

4. 事業の廃止に関する手続きについて

事業の全部又は、一部を廃止した場合は一般廃棄物処理業廃止届出書「様式第16号（第15条関係）」、浄化槽清掃業廃業等届出書「様式第17号（第15条関係）」及び、廃止の内容が明らかになる書類を添えて提出してください。なお、廃止日より一般廃棄物処理業廃止届出書は10日以内、浄化槽清掃業廃業等届出書は30日以内に提出してください。

5. 欠格要件に関する届出

一般廃棄物処理業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第七条の二第五項四号イからへまで又は、チからヌまでのいずれかに該当するに至ったときは、一般廃棄物処理業欠格要件該当届出書「様式第20号（第17条関係）」を2週間以内に提出してください。なお、提出されない場合は、欠格要件該当届出義務違反になりますので、ご注意ください。

6. 各種実績報告について

各種許可業者は、一般廃棄物処理実績報告書「様式第25号（第20条関係）」により、毎月の業務状況について、当該月の翌月の10日までに実績報告書を提出してください。郵送又は、メールでの送付も可能です。